

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月20日～平成30年4月20日までの1年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成29年3月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成29年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：平成29年7月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成29年4月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成29年6月～ ノー残業デーの実施（毎週金曜日）